

広島市西風館火葬炉設備増設事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 はじめに

この実施要領は、広島市西風館火葬炉設備増設事業を実施するにあたり、適切な優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により特定するための必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

広島市西風館火葬炉設備増設事業

(2) 事業内容

別紙1「広島市西風館火葬炉設備増設事業 要求水準書」による。

(3) 事業予定期間

設計業務

契約締結日（令和4年10月）から令和5年12月28日まで
工事

契約締結日（令和6年9月）から令和8年1月30日まで

3 事業実施上の条件

(1) 参加表明書兼参加資格確認申請書を提出できる者の資格要件

参加表明書兼参加資格確認申請書の提出者（以下「参加表明者」という。）は、アからソまでに掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条に該当していないこと。

イ 令和3・4年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていること。

なお、工事の契約締結にあたっては、契約締結日の属する年度の広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていることの確認を行う。

ウ 機械器具設置工事について、公示日現在において又は参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日までに、その年度の競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。ただし、広島市建設工事競争入札取扱要綱第9条第1項の有効期間が当該年度の前年度の期間を超える期間においても設定されている場合における当該超える期間にあつては、当該超える期間に係る資格者名簿に登録されている者であること。

なお、工事の契約締結にあたっては、契約締結日の属する年度の資格者名簿に登録されている者であることの確認を行う。

エ 平成19年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した、次の工事の施工実績を有すること。

- ・ 新設又は増設工事で5炉以上の火葬炉及び火葬炉付帯設備の施工を有する工事

オ 次の要件を満たす技術者を配置できること。

(ア) 技術者は、上記3(1)エに掲げる工事と同じ施工経験を有していること（ただし、工事完成年月日、工事の規模など数値は求めない。）

(イ) 製作と据付それぞれで別の技術者を配置する場合は、それぞれの施工経験を有していること。

(ウ) 機械器具設置工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
工事の請負金額が3,500万円（税込）以上となる場合は、専任で配置できること。

ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第5項（第3項ただし書及び第4項を除く。）までに規定するものとする。なお、本件は特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。

(エ) 技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日より前3か月以上の雇用関係にあるものであること。

ただし、請負金額が3,500万円（税込）未満となる場合の技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日の前日以前から雇用関係にあるものとする。

(オ) 技術者の兼務については、専任で配置することを求めている場合も含め、様式1-4別添「主任技術者等の兼務の条件について」に記載している条件を満たす場合は、その条件の範囲内でこれを認める。

(カ) 製作と据付それぞれで別の技術者を配置する場合は、それぞれの配置予定技術者調書を提出すること。

カ 当該設備の製作において、工程管理、検査・試験を自ら実施できる体制と能力を有すること。

キ 当該設備の引渡し後における、障害時の支援体制、補修部品の供給体制及び発注者からの技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制を確保していること。

ク 公示の日から参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件プロポーザルに参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

ケ 広島市税を滞納していないこと。

コ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

サ 次のいずれにも該当していないこと。

(ア) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）

(イ) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者

(ロ) 建築基準法、宅地造成等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、本市から当該法令等違反に対する改善・命令等を受け、当該法令等違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていない者

シ 広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アに規定する次のいずれにも該当していないこと。

(ア) 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者（3号イ）

(イ) 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不相当

- であると認められる者（3号ウ）
- （ウ）1か月以内に、正当な理由がなく申請書等を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある申請書等を提出したことにより入札無効となった者（3号工）
- （エ）本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者（3号オ）
- （オ）当該工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領に基づく前年完成工事平均成績（グループ経審又は持株会社化経審を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合は、それら有資格業者の平均成績とする。）が60点未満である者（5号ア）
- ス 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できない者は参加できない（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。
- 詳細は、本市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
- セ 工事を受注したならば、工事を施工するための下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。）において、広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に掲げる者がその相手方として選定されることがないように、必要な措置を講ずることができること。
- ソ 工事を受注したならば、工事を施工するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないように、必要な措置を講ずることができること。

4 事業者特定スケジュール

日 程	内 容
令和4年 6月24日（金）	公示、実施要領の交付
6月28日（火）	現地説明会 申し込み期限
6月30日（木）（予定）	現地説明会の実施
6月24日（金） ～7月 1日（金）	質問の提出期間
7月 7日（木）（予定）	質問への回答の公表
7月 8日（金） ～7月12日（火）	参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間
7月15日（金）（予定）	参加資格確認の通知
7月15日（金） ～8月 5日（金）	技術提案書及び参考概算見積書の提出期間
9月 2日（金）（予定）	ヒアリングの実施
9月上旬（予定）	優先交渉権者特定のお知らせ
9月中旬（予定）	設計業務の見積合わせ
9月中旬（予定）	基本協定書の締結及び設計業務の契約締結

令和5年	12月28日(木)(予定)	設計業務完了
令和6年	1月中旬(予定)	工事の価格交渉
	7月下旬(予定)	工事の見積合わせ
	8月中旬(予定)	工事の仮契約の締結 (議会の議決を要しない場合は本契約)
	9月下旬(予定)	工事の本契約の締結 (議会の議決を要する場合)

5 担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局営繕部設備課

TEL 082-504-2306 FAX 082-504-2181

電子メール setsubi@city.hiroshima.lg.jp

6 プロポーザルに関する資料についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、質問内容を簡潔にまとめ、郵送又は電子メールで前記5の担当課へ提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

なお、質問書には、参加表明者の担当の部署、担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること。

- (2) 質問の受付期間

令和4年6月24日(金)から令和4年7月1日(金)まで
(郵送の場合には7月1日(金)必着)

- (3) 質問に対する回答は、令和4年7月7日(木)に本市ホームページ上に掲載する。

(総合トップページ>プロポーザル・コンペの案件情報>【公募型プロポーザル】広島市西風館火葬炉設備増設事業)

7 現地説明会について

技術提案書の作成にあたり、広島市西風館の現地説明会を実施する。

現地説明会については希望者ごとに行うため、参加を希望する場合は下記により、事前に申し込みを行うこと。

- (1) 実施日時

令和4年6月30日(木) (予定)

午前9時～午後5時までの間に1時間程度を予定している。

なお、正式な日時等は、申込者ごとに連絡する。

- (2) 提出場所

「5 担当課」に記載する電子メールアドレス宛とする。

- (3) 提出方法

参加者名簿(様式自由)を作成し、電子メールに添付して令和4年6月28日(火)までに提出すること。提出に当たっては、電話により速やかに受信確認すること。

8 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出等

- (1) 提出書類

様式 1—1 から様式 1—7 までを作成して、前記 5 の担当課へ提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

(2) 提出書類の作成方法等

ア 様式 1—1 (参加表明書兼参加資格確認申請書)

参加表明者及び作成者を記入すること。

また、参加表明者としての資格要件を満たしている場合は、□にチェックを記入すること。

なお、「業者コード」、「認定工種」及び「等級」欄には、本市から既に通知済みの、令和 3・4 年度の広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に従い記入すること。

「許可区分」、「本店所在地」欄は該当するものに○印をすること。

(ア) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入状況を確認するためには、資格確認申請書提出日前 1 年 7 か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。

(イ) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）（証明年月日が参加表明書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。）

(ウ) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類等

証明書類等の詳細については、広島市のホームページ

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

① 加入していることの確認

a 各保険の加入状況を確認するためには、資格確認申請書提出日前 1 年 7 か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。

b 各保険の加入義務の有無に対する確認方法については、ホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

c なお、各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」（社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等に参考様式として別添 6 あり）を提出すること。

② 未納がないことの確認

a 直前 2 年間の保険料を対象（加入期間が 2 年に満たない場合は加入日から対象）とし、その期間未納がないことの証明書の写し（証明年月日が資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。）を提出すること。なお、労働保険（雇用保険）の証明書類において、全期納付した事業者が、有効期限の記載のある証明書を提出する場合には、当該有効期限まで有効とする。

b 証明書によらない場合等その他の確認方法については、ホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

c なお、各保険料の納入に関する手続の詳細は、所轄する年金事務所や労働局等に問い合わせること。

イ 様式 1—2 (会社概要)

様式記載の注意事項により作成すること。

ウ 様式 1 - 3 (施工実績調書)

(ア) 3 (1) エに記載した参加条件の会社の施工実績に該当する工事のうち、代表的な工事を記載 (最高 2 件まで) すること。

公示で特に明記していない限り、1 件の工事で条件を満たしていなければならない。

(イ) 建設工事の種類は、施工実績に記載する建設工事の種類を建設業法第 2 条別表第 1 の建設工事の種類で記載 (該当する工種があるものは✓印) すること。

(ウ) 記載された施工実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム (CORINS)」に竣工登録している工事内容 (以下「竣工登録の登録内容確認書 (工事实績)」という。) の写しを添付すること。

ただし、竣工登録の登録内容確認書 (工事实績) の写しを添付することができない (CORINS 登録対象工事以外) 場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること (いずれの場合であっても、参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等 (以下「設計図等」という。) も併せて添付すること。民間工事の場合も同じ。)

※民間工事の場合の証明方法は、次の a 又は b による。

a 施工実績証明書

(a) 工事監理を行った者が発行した実績証明書 (証明者の押印があるもの。写し可)

※工事監理者が当該証明物件との関係が明らかであるものも併せて提出すること。

(b) 上記 (a) が提出できないときは、注文者 (施主) が発行した実績証明書 (証明者の押印があるもの。写し可)

b 契約書 (注文書又は請書を含む。) の写し

注文者 (施主) による原本確認及び竣工確認があるもの文例) 「この契約書 (請書) の写しは、原本と相違ありません。また、契約書 (注文書) の内容どおり施工されたことに相違ありません。」という旨の注文者 (施主) による記名押印があるもの。

a、b のいずれの場合も施工実績において、参加条件を満たしている元請として施工したことが明記されているものに限る。

また、証明の内容に虚偽があった場合は、請負人である参加表明書兼参加資格確認申請者がその責めを負う旨の誓約文を付記し、記名すること。

文例) 「上記の証明事項について、万一、事実と相違するものがあった場合の責めは全て私が負うものとし、入札参加資格の喪失や指名停止の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。」 (記名)

また、会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること (竣工登録の登録内容確認書 (工事实績) の写し、実績証明書又は契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。)

※平成 18 年 6 月 1 日以降に完了した本市の工事で、成績評定が 60 点未満のもの

は、会社の施工実績として認めないので注意すること。

エ 様式 1 - 4 (配置予定技術者調書)

申請書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の配置予定技術者を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別葉とすること。

なお、工事の契約締結日までの間において、公示に定める条件に合致する者であるときに限り配置予定技術者の変更をすることができるが、雇用関係が要件を満たさない場合等により変更後の配置予定技術者を設置できないときは、契約締結をすることができないため、注意すること。

調書を作成する際は次の事項に留意すること。

(ア) 配置予定技術者について

a 出向者や派遣社員は技術者になれない。

また、営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者等（建設業許可申請書に添付した「経營業務の管理責任者証明書」に記載した経營業務の管理責任者、「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書」に記載した常勤役員等並びに「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」に記載した常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者をいう。以下同じ。）は専任で配置することを求められている主任技術者及び監理技術者、特例監理技術者並びに監理技術者補佐にはなれない。

b 配置予定技術者は、公示に記載した参加条件の技術者に該当するもので次の事項を満たすものを記載すること。

(a) 本工事に契約締結日（着手日選択期間を設定した工事にあつては実工事期間の始期（広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））から引渡しの日まで配置できるもの

(b) 専任で配置することを求められている技術者については、契約締結日（着手日選択期間を設定した工事にあつては実工事期間の始期（広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））において、他の工事に主任技術者、専任を要する監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人等として配置されていないもの。ただし、新たに配置しようとする工事と既に配置されている工事が**様式 1 - 4 別添「主任技術者等の兼務の条件について」**の条件を満たす場合はこの限りでない。

(c) 開札日において参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日以前3か月以上の雇用関係にあるもの。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）未満となる場合の主任技術者又は監理技術者は、開札日において参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日の前日以前から雇用関係にあるもの

c 機械器具設置工事等の認定工種において、公示に製作と架設（据付）又は輸送等についてそれぞれ別の技術者を配置することができる旨の記載があり、それぞれ別の技術者を配置する予定がある場合には、配置予定技術者調書を別々に作成すること。この場合、「配置予定技術者調書（製作期間）」などのように、「製作」と「架設（据付）又輸送等」のどちらの期間に配置する技術者かを分かるように記載すること。

なお、工場製作において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者等がこれら

の製作を一括して管理できる。

また、架設（据付）又は輸送等に係る技術者は、架設（据付）又は輸送等の時期以降の専任の配置を必要とする。

(イ) 記載方法等について

a 配置予定技術者（様式1-4）

(a) 工事について「監理技術者」又は「主任技術者」の項目にチェックをすること。

(b) 業務について「管理技術者」及び「担当技術者」の項目にチェックをすること。

(c) 技術者ごとに作成すること。

b 予定下請契約金額（様式1-4）

予定下請契約金額欄には申請書提出時点での下請予定総額を記載すること。なお、下請予定総額が4,000万円以上の場合は、監理技術者を配置することになるので注意すること。

c 工事経歴（様式1-4）

記載等は、次の点に留意し、8(2)ウ(イ)に準じて行うこと。

(a) 技術者に求める施工経歴は、施工時の立場（役割、所属会社等）を問わない（現時点で、監理技術者や主任技術者になり得る資格を有していれば構わない。）。

(b) 技術者に求める施工経歴の工事完了年月日は問わない（平成19年4月1日以前でも構わない。）。

(c) 技術者の施工経歴は次のとおり認める。

- ・ 現場代理人、監理技術者又は主任技術者として従事した期間内に施工されていた工種のうち、当該工種に係る施工期間の1/2超又は3か月以上従事しているものを施工経歴として認める。ただし、令和3年4月1日以降に契約締結をした工事に係る現場代理人については、原則全工事期間従事した場合に限り、当該工事で施工された工種を施工経歴として認める。
- ・ 専門技術者又は担当技術者として従事した工種のうち、当該工種に係る施工期間の1/2超又は3か月以上従事しているものを施工経歴として認める。

(ウ) 添付書類

a 技術者の資格等の確認

技術者の資格を確認できる書類を添付すること。

(a) 監理技術者資格者証の写し

表・裏両面の写しとし、申請者と同一の会社名が記載されていることを確認し、提出すること。また、監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がない者にあつては、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の写しを添付すること。

- ・ 技術検定合格証明書
- ・ 実務経歴書（様式の定めはないが、職名、実経歴内容、実務経歴期間、経歴年数等が確認できること。）

b 技術者の雇用関係の確認

設計図等のうち「現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認について（配布用）」の「2 雇用関係の確認方法」に記載している

書類を添付すること。

※ 雇用関係の確認書類として、保険者番号、被保険者等記号・番号が記載されている健康保険被保険者証の写し等の書類を添付する場合には、当該番号等に黒塗り等でマスキングを施したものを添付すること。

また、QRコードがある場合について、そのQRコードを読み取ると、保険者番号、被保険者記号・番号等がわかるものについては、同様にマスキングを施すこと。

c 施工経験の確認

技術者の施工経験を公示において参加条件としている場合、8(2)ウ(ウ)に準じ、施工経験を確認できる書類を添付すること。竣工登録の登録内容確認書(工事实績)の写し。ただしこれを添付できない場合は、実績証明書又は契約書の写し

(a) 民間工事の場合は、実績証明書又は受注者が発注者(施主)に提出した技術者選任通知書等の写し

(b) 設計図等及び提出書類等(発注者へ提出した技術者届、工程表等)の写し

オ 様式1-5(資本的関係・人的関係調書)

(ア) 次の関係にある場合は、必ず記載して提出すること(記載の対象は、広島市建設工事競争入札参加資格者又は広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として認定されている者)。

a 資本的関係に関する事項

(a) 親会社等と子会社等

(b) 親会社等が同一である子会社等

b 人的関係に関する事項

(a) 代表権を有する者が同一である会社等

(b) 役員等に兼任がある会社等(一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を兼任している場合を含む。)

(c) 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

c 複合的関係に関する事項

上記a及びbが複合した関係にある会社等

d その他(a、b又はcと同視しうる関係があると認められる場合)

(a) 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にありプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等

(b) 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっておりプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等

(c) 組合とその構成員

(d) 共同企業体とその構成員

(e) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等

なお、上記に該当するものがない場合は、該当がない旨の誓約として提出すること。

また、虚偽の申告を行ったものは指名停止措置を行うことがあるので、注意すること。

(イ) この書類を提出したことにより、(ア)のいずれかに該当することが判明した場合、関

係のある者が同一のプロポーザルに参加したときは、これらの者が行ったプロポーザルの参加を全て無効とする。

カ 様式 1-6 (設計・製作体制調書)

本工事における当該設備の設計及び工程管理、検査・試験を自らが実施できる体制と能力を有することについて作成し、それを証明する次の資料を添付すること

(ア) 設計管理を自らが実施できる体制と能力

「設計管理」の能力とは、当該設備の設計仕様を満たすことを確実にするため、製品の設計を管理し、検証する手順を定め、実施することを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- a 「設計管理」の体制を証明する資料としては、当該設備の設計管理部署の組織表等
- b 「設計管理」の能力を証明する資料としては、当該設備に該当する I S O 認証書の写し又は設計管理に関するマニュアルなど資料の写し等

(イ) 工程管理を自らが実施できる体制と能力

「工程管理」の能力とは、当該設備の製造、据付及び付帯事項の工程を明確に計画し、工程管理のもとで設備の稼動を確実にすることを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- a 「工程管理」の体制を証明する資料としては、当該設備の工程管理部署の組織表等
- b 「工程管理」の能力を証明する資料としては、当該設備に該当する I S O 認証書の写し又は工程管理に関するマニュアルなど資料の写し等

(ウ) 検査・試験を自らが実施できる体制と能力

「検査・試験」の能力とは、当該設備に対する設計仕様を満たされていることを検証するために、検査・試験する手順を定め実施することを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- a 「検査・試験」の体制を証明する資料としては、当該設備の検査・試験部署の組織表等
- b 「検査・試験」の能力を証明する資料としては、当該設備に該当する I S O 認証書の写し又は検査・試験に関するマニュアルなど資料の写し等

※ 各項目の体制が参加表明者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。

キ 様式 1-7 (技術的支援体制調書)

本工事における当該設備引渡し後の障害時の支援体制、補修部品の供給体制及び発注者からの技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制を確保していることについて作成し、それを証明する次の資料を添付すること。

(ア) 障害時の支援体制

「障害時の支援体制」の確保とは、当該設備引渡し後において運転不具合等の障害時に運転復旧等させることを確実にするため支援体制を自らの社員でもって確保していることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- a 「障害時の支援体制」の確保を証明する資料としては、当該設備の支援担当部署の組織表等

(イ) 補修部品の供給体制

「補修部品の供給体制」の確保とは、当該設備引渡し後において補修部品が必要となった場合の部品供給を確実にするため供給体制を自らの社員でもって確保していることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- a 「補修部品の供給体制」の確保を証明する資料としては、当該設備の補修部品供給担当部署の組織表等
- (ウ) 技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制

「技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制」の確保とは、当該設備引渡し後において技術的内容についての問い合わせ等への対応を確実にするため対応体制を自らの社員でもって確保していることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- a 「技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制」の確保を証明する資料としては、当該設備の技術的内容についての問い合わせ等担当部署の組織表等

※ 各項目の体制が参加表明者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。

(3) 参加表明書兼参加資格確認申請書の受付等

ア 受付期間

令和4年7月8日（金）から令和4年7月12日（火）まで

持参する場合は受付期間の広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）に基づく市の休日（以下「休日」という。）を除く毎日8時30分から17時15分まで。
（郵送の場合には7月12日（火）必着）

イ 提出部数等

1部を担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）すること。提出に要する費用の負担は参加表明者の負担とする。

9 参加資格の確認

申請書等を提出した参加希望者について、参加資格の有無を確認し、その結果を参加希望者に対して、令和4年7月15日（金）（予定）に書面により通知する。

なお、参加資格を有していることが確認できた参加希望者を参加資格保有者とする。

10 非確認理由に関する事項

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、参加資格が確認されなかった者に対しては、参加条件を満たさなかった旨とその理由（非確認理由）を書面（非確認通知書）により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、広島市長に対して苦情申立てができる。
- (3) 苦情申立ての受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ア 受付場所 前記5の担当課に同じ
 - イ 受付時間 8時30分から17時15分まで

11 参加資格保有者の辞退

参加資格保有者が、参加資格確認結果通知の受領後に提案参加を辞退しようとする場合には、技術提案書類の提出期間である令和4年8月5日（金）までに、辞退届（様式1-9）を、「5 担当課」に提出すること。

なお、辞退届は持参または郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

1 2 技術提案書及び参考概算見積書の提出等

(1) 提出書類

前記 9 により確認された旨の通知を受けた参加資格保有者は、**技術提案書及び参考概算見積書（様式 6、7）**（以下「技術提案書等」という。）を作成して、前記 5 の担当課へ提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

(2) 提出書類の作成方法等

以下の書類をすべて片面印刷し、A 4 縦ファイルの左綴じ製本とし提出すること。

なお、提出部数は正本 1 部、副本 8 部とし、「**参考概算見積書（設計業務）（様式 6）**」及び「**参考概算見積書（工事）（様式 7）**」の提出は 1 部で良い。併せて、提出書類の電子データを格納した CD-R を 1 部提出すること。

指定様式があるものはそれを使用し、その他は任意の様式とする。提出書類の文字は、図表中の記載を除き、横書き、10.5 ポイント以上を基本とすること。

各ページ右下余白に一括通し番号のページ番号（ゴシック体 10.5 ポイント程度）を入れ、項目ごとにインデックスをつけること。指定様式にページ数の指定がある場合は、そのページ数以内とする。

なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ・ 技術提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- ・ 「**参考概算見積書（設計業務）（様式 6）**」及び「**参考概算見積書（工事）（様式 7）**」以外には技術提案者を特定することができる内容（具体的な社名、ロゴマーク等）の記述はしないこととし、提出する各 10 部のうち各 1 部の裏面に技術提案者名を記入すること。

提出書類について、この実施要領及び各様式に示された条件を満たさない場合は無効とすることがある。

また、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によること。

技術提案書は以下のとおりとする。

※要求水準書を満たしていない場合は失格となることがあるため、作成にあたっては、要求水準書を満たしていることが確認できるようにすること。

ア 火葬炉設備仕様書

要求水準書に基づいた火葬炉設備全体の具体的な設備仕様書を添付のこと。

イ 燃焼計算書

(ア) 要求水準書での想定する燃焼工程をもとに、区分ごとに燃焼計算結果を提出すること。

(イ) 燃焼工程ごとの燃焼シミュレーション（温度、流速等）結果に関する資料を添付すること。

(ウ) 燃焼計算は 1 回目の火葬を想定する。

ウ 各設備能力計算書（燃焼計算に基づき各設備の能力計算を行うこと）

エ 各種図面

次に示す図面を提出のこと。図面は A 3 で統一すること。

(ア) 火葬炉設備フローシート

(イ) 火葬炉設備計装フローシート

(ウ) 火葬炉設備設置に関する配置図、平面図、立面図

点検スペース等を考慮したうえで要求水準書での指定寸法に納めること。

- (エ) 築炉構造図（主燃焼炉、再燃焼炉）
- (オ) 炉内台車、炉内台車移送装置
- (カ) バーナー（主燃焼炉、再燃焼炉）
- (キ) 予備バーナーユニット
交換方法についても表記すること。
- (ク) 排ガス処理設備
- (ケ) 通風設備
- (コ) 残骨・飛灰処理設備
- (サ) 枢運搬車、台車運搬車
- (シ) 炉前冷却室
- オ 電気計装に関する提出図書
 - (ア) 電気設備容量計算書
 - (イ) システム運転時負荷計算書
 - (ウ) 各設備機器仕様書
 - (エ) 制御及び計装一覧表
 - (オ) 各種監視盤、各種操作盤、動力盤等必要な盤類の形態図及びシステム内容
- カ 排ガス等の目標値（実績に基づき当施設で約束できるデータ値）（様式2）
同種設備の納入2施設について実績値を表記し、排ガス量・温度など排ガス状況を含めた計量証明書も添付すること。
- キ 年間維持管理費概算書（様式3）
保証できる機器等の補修サイクルに基づいた金額を記載すること。
- ク 主要機器の修理・補修（交換）サイクル、保証期間一覧（様式4）
- ケ 課題への提案
次の課題に対する提案を記述すること。

【課題1：燃焼制御の考え方と火葬炉設備の特徴（様式5-1）】

燃焼制御の基本的な考え方と特許の所有等の優れた特徴を踏まえ、火葬炉設備の性能が要求水準書の性能以上になることについての提案

【課題2：現地での施工方法に関する提案（様式5-2）】

工事による騒音や工事作業スペース等、工事により隣接する既存施設の運営に与える影響を抑えつつ、品質を損なわない効率的な施工方法や管理方法についての提案

【課題3：既存施設との連携や運営の効率化に関する提案（様式5-3）】

既存施設との連携を含め、会葬者が利用しやすい運営提案や職員の作業性の効率化を図るための提案

【課題4：メンテナンスの考え方と体制（様式5-4）】

施設管理者が容易に日常点検等のメンテナンス及び補修を行えるようにすることや、トラブル時の技術者の派遣体制や交換部品の手配等の緊急時対応についての提案

【課題5：維持補修及び改修時の環境配慮（様式5-5）】

有害物質を使用した材料により、将来、維持補修や改修時の飛散等により余分な処分費用が掛からないようにすることや、地球温暖化対策に配慮した材料を使用する等の環境配慮についての提案

【課題 6：本工事に関連する自由提案（様式 5-6）】

課題 1～5 の提案内容にない、他社より優れていると思われる技術の提案

(3) 技術提案書等の提出期間等

ア 受付期間

令和 4 年 7 月 15 日（水）から令和 4 年 8 月 5 日（金）まで

持参する場合は上記期間の休日を除く毎日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで。（郵送の場合には 8 月 5 日（金）必着）

イ 提出部数等

技術提案書は各 10 部（左綴じ、カラー使用可）を前記 5 の担当課へ持参又は郵送すること。

ただし、提出に要する費用の負担は提出者の負担となる。※A3 様式は折らないこと。

1.3 優先交渉権者の特定方法等

(1) 優先交渉権者の特定

審査委員会（後記 1.5 参照）において、提出された技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、総合評価点が最も高い者を「優先交渉権者」、次位の者を「次点者」と特定する。特定の結果は、審査委員会終了後、提出者全員に通知する。

ア ヒアリングの実施

(ア) ヒアリングの実施日、場所及び参加者等

実施日：令和 4 年 9 月 2 日（金）（予定）

実施場所：広島市役所（予定）

参加者等：参加できる人数は、参加資格保有者に所属する者で、5 名以内とする。

参加者については、配置予定技術者は必ず出席すること。

なお、正式な日時及び実施場所は、参加資格保有者ごとに連絡する。

(イ) ヒアリングの手順

a 参加資格保有者は、技術提案書の「課題への提案」についてのプレゼンテーションを行い、その後、審査委員会の委員からの提案内容の不明点について質問等を行う。

b プレゼンテーションには、提出した技術提案書の拡大パネル（A1 版）やパワーポイント等によるスライドを使用することができる。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市において用意する。ただし、模型及び動画を使用したプレゼンテーションは不可とする。

c プレゼンテーションに使用する資料は、技術提案書の内容のみを表現したものとす

る。

d 技術の実現性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める場合がある。

イ 優先交渉権者の特定基準

別紙 8 「優先交渉権者特定基準」のとおりとする。

(2) 優先交渉権者の特定結果及び審査結果の通知

令和 4 年 9 月上旬（予定）に、優先交渉権者の特定結果及び審査結果を、技術提案者全員に通知する。

なお、この通知は、優先交渉権者の特定結果を伝えるものであり、受注者として決定したのではない。

また、優先交渉権者名、次点者名（後記 1 6 (2) の場合に限る。）、参加表明者名を伏せた全員の評価の総合計点の一覧を市ホームページに掲載し公表する。

1 4 非特定理由に関する事項

- (1) 優先交渉権者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、広島市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ア 受付場所 前記5の担当課と同じ
 - イ 受付時間 8時30分から17時15分まで

1 5 審査委員会の設置

技術提案書等の審査は、本市が設置した広島市西風館火葬炉設備増設事業者選定審査委員会（委員は別紙2を参照）において行う。審査内容は原則として非公開とする。

1 6 契約等

- (1) 優先交渉権者は、工事の契約に向けて本市と広島市西風館火葬炉設備増設事業の工事に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）の締結を行う。

基本協定書（案）は別紙7のとおりとする。
- (2) 優先交渉権者は、設計業務について本市と見積もり合わせのうえ、契約を締結するものとする。

契約書（案）及び仕様書は別紙3、別紙4、別紙5、別紙6-1及び別紙6-2のとおりとする。
- (3) 設計業務完了時に優先交渉権者と本市は、基本協定書に基づく価格等の交渉（以下「価格等の交渉」という。）を実施し、交渉が成立した場合には見積もり合わせのうえ、工事の契約（工事の契約の締結に広島市議会の議決を要する場合にあっては、工事の仮契約）を締結するものとする。

なお、仮契約を締結した場合において、当該仮契約に係る議案が広島市議会で可決されたときは、工事の契約を締結するものとし、可決されなかったときは、工事の契約は締結しないものとする。後段の場合において発注者は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 優先交渉権者との価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者以外の技術提案者に対して非特定となった旨とその理由を書面により通知する。
- (5) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。

なお、優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に開示してはならない。
- (6) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合は、次順位の技術提案者に対し

て優先交渉権者となった旨を書面により通知し、価格等の交渉の意思を確認した上で基本協定の締結及び設計業務の契約締結を行い、設計業務完了時に価格等の交渉を行う。

- (7) 本事業の参考額については、設計業務の規模は8,000,000円程度（消費税及び地方消費税相当額を含む）、工事規模は546,000,000円程度（消費税及び地方消費税相当額を含む）を想定している。

17 その他の留意事項

- (1) 技術提案書を提出できる者は、提出期限までに参加表明書兼参加資格確認申請書を提出し、本市から参加資格保有者として確認された旨の通知を受けた者に限る。
- (2) 提出された参加表明書兼参加資格確認申請書、技術提案書は返却しない。
- (3) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (4) 提出された参加表明書兼参加資格確認申請書は、参加資格保有者の特定以外には提出者に無断で使用しない。

なお、特定に必要な範囲において複製を作成することがある。

- (5) 参加表明書兼参加資格確認申請書及び技術提案書の提出は、1参加者につき1申請とする。
- (6) 提出期限以降における参加表明書兼参加資格確認申請書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市が必要と判断した場合、追加資料の提出を要求することがある。
- (7) 参加表明書兼参加資格確認申請書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの市の了解を得ること。
- (8) 参加表明書兼参加資格確認申請書又は技術提案書が書類不備（誤記載を含む。）で確認できない場合及び故意に虚偽の内容が記載されたものは、当該参加表明書又は技術提案書を無効とする。
- (9) 前記5の担当課以外の市部局には電話等で直接問い合わせしないこと。
- (10) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、公示日から工事を契約するまでの期間において、審査に関して自己に有利になることを目的として、審査委員会の委員及び専門的助言者に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (11) 本プロポーザルは優先交渉権者を特定するものであり、具体的な設計内容は、設計業務契約後、市及び建築設計者との協議を通じて決定するものとする。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、止むを得ず事業計画が変更または中止となった場合、市は参加表明者等に対して一切の責任を負わないものとする。
- (13) 技術提案等に係る必要な費用は、提出者の負担とする。
- (14) 本プロポーザルの参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める国際単位系（SI）、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とすること。